

# 令和5年度 建築指導部事務分掌

建築指導部（64名）6課  
18係

〔職種内訳〕  
・建築 54名 ・設備 4名  
・土木 3名 ・事務 3名

課名	係名	業務内容
建築指導課	計画係 (5名)	○部の庶務、経理に関すること。
		○建築確認申請等受付窓口に関すること。
		○建築計画概要書の閲覧に関すること。
建築指導課	指導係 (4名)	○建築関係窓口照会システム、建築行政共用データベースシステム、内部審査支援システムの管理に関すること。
		○建築確認・検査台帳記載事項証明書に関すること。
		○建築統計に関すること。
建築指導課	道路判定係 (3名)	○長期優良住宅の認定に関すること。
		○民間建築物の吹付けアスベストに係る調査・除去等の助成に関すること。
		○土砂災害特別警戒区域内の住宅等の移転・改修補助に関すること。
建築指導課	拡幅推進係 (3名)	○建築基準法に基づく建築許可、認定、指定に関すること。
		○建築審査会に関すること。 (監察指導課の所管に係るものを除く。)
		○既存不適格建築物の段階改修計画の認定業務。
建築指導課	土1 事2	○建築基準法道路相談に関すること。
		○道路の調査・判定に関すること。
		○狭あい道路拡幅整備事業に関すること。
建築指導課	土1 事2	○位置指定道路の指定及び証明書交付に関すること。

会計年度職員 25名
・建築指導課 12名
・監察指導課 3名
・建築物安全推進課 3名
・建築審査課 4名
・開発・建築調整課 3名

課名	係名	業務内容
監察指導課	監察第1係 (3名)	○建築基準法、都市計画法等に係る違反の措置に関すること。(建築指導部の所管に係るものに限る) ○建築基準法に基づく仮使用認定及び安全計画届に関すること。 ○建築審査会に関すること。 (建築指導課の所管に係るものを除く。) ○建築物の防火安全確保に関する他部局との連絡調整。
	監察第2係 (4名)	○建築基準法、都市計画法等に係る違反の措置に関すること。(建築指導部の所管に係るものに限る) ○建築基準法に基づく定期報告に関すること。 ○被災建築物応急危険度判定に関すること。
(8名) 建8		

課名	係名	業務内容
建築物安全推進課	空家対策・リサイクル係 (5名)	○空家条例に基づく相談、指導及び調整。 ○放置空家対策に係る連絡調整に関すること。 ○建設リサイクル法に伴う届出書受付等に関すること。
	耐震化促進係 (3名)	○耐震化促進計画に関すること。 ○建築物の耐震化に係る情報提供、相談、支援に関すること。
(9名) 建8 事1		

課名	係名	業務内容
建築審査課	建築係 (4名)	<b>建築基準法運用に関する統括</b> <b>東区、博多区、南区の</b> ○建築基準法に基づく建築物・工作物の確認審査及び検査に関すること。 ○バリアフリー法・福祉のまちづくり条例による建築物の適合審査、完了検査に関すること。
	建築福祉係 (4名)	<b>バリアフリー法・福祉のまちづくり条例運用に関する統括</b> <b>中央区、城南区、早良区、西区の</b> ○建築基準法に基づく建築物・工作物の確認審査及び検査に関すること。 ○バリアフリー法・福祉のまちづくり条例による建築物の事前協議・完了検査の受付、相談に関すること。
	構造係 (3名)	○建築物・工作物の構造審査に関すること。
(16名) 建12 設4	設備係 (4名)	○建築設備、昇降機等の確認審査及び検査に関すること。 ○建築基準法に基づく昇降機等の定期報告に関すること。 ○建築物省エネ法の審査・完了検査に関すること。 ○建築に伴う節水型機器及び雑用水道の設置等の推進に関すること。 ○低炭素建築物の認定業務に関すること。

課名	係名	業務内容
開発・建築調整課	建築調整第1係 (2名)	<b>中央区、城南区、早良区、西区の</b> ○建築紛争の予防と調整に関する条例に基づく中高層建築物、ワンルーム形式集合建築物及び特定集合住宅に係る相談、指導及び調整に関すること。 <b>東区、博多区、南区の</b> ○まちなみのルールづくり(建築協定)の推進及び認可に関すること。
	建築調整第2係 (2名)	<b>東区、博多区、南区の</b> ○(建築調整第1係に同じ。) <b>中央区、城南区、早良区、西区の</b> ○(建築調整第1係に同じ。) ○中高層建築物建築紛争調停委員会に関すること。
	開発指導第1係 (4名)	○開発審査会に関すること。 <b>東区、博多区、城南区、早良区の</b> ○都市計画法に基づく開発行為及び建築等の許可・検査に関すること。ただし、他の局の所管に係るものを除く。 ○宅地造成等規制法に基づく宅地造成等の許可・検査に関すること。 ○租税特別措置法に基づく優良な宅地・住宅の認定に関すること。 ○宅地防災工事資金の融資に関すること。 ○被災宅地危険度判定に関すること
(12名) 建11 土1	開発指導第2係 (3名)	<b>中央区、南区、西区の</b> ○(開発指導第1係に同じ)

課名	係名	業務内容
指導課	盛土指導第1係 (2名)	○宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定等に関すること。
	盛土指導第2係 (1名) ※開発指導第1係兼任	
(4名) 建3 土1		